

物品売買契約書※ 新旧対照表

新（令和2年3月23日差替版）	旧（当初公開版）	修正内容
<p>(前略)</p> <p>(仕様書等)</p> <p>第3条 物品の仕様は、本契約及び仕様書に定めるほか、次の各号に従うものとする。</p> <p>(1) 物品の特性に応じて一般的に要求される日本<u>産業</u>規格（JIS）等の公に定められた規格</p> <p>(2) 法令又は条例に定められた基準</p> <p>(3) 前各号のほか、甲乙が協議の上別に定めた基準・仕様</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(契約解除に伴う違約金等)</p> <p>第17条 甲は、第14条又は第20条第<u>3</u>項により契約を解除した場合は、解除部分に相当する代価の100分の10の額を最低違約金として、乙に請求することができる。ただし、甲に生じた損害の額が上記違約金の額を超えるときは、甲は乙に対して、上記違約金に加えて、その超過額に相当する損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(仕様書等)</p> <p>第3条 物品の仕様は、本契約及び仕様書に定めるほか、次の各号に従うものとする。</p> <p>(1) 物品の特性に応じて一般的に要求される日本<u>工業</u>規格（JIS）等の公に定められた規格</p> <p>(2) 法令又は条例に定められた基準</p> <p>(3) 前各号のほか、甲乙が協議の上別に定めた基準・仕様</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(契約解除に伴う違約金等)</p> <p>第17条 甲は、第14条又は第20条第<u>2</u>項により契約を解除した場合は、解除部分に相当する代価の100分の10の額を最低違約金として、乙に請求することができる。ただし、甲に生じた損害の額が上記違約金の額を超えるときは、甲は乙に対して、上記違約金に加えて、その超過額に相当する損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>法改正により、2019年7月より従来の「日本工業規格（JIS）」が「日本産業規格（JIS）」に改められたところ、標準契約書への反映が漏れていたため、修正します。</p> <p>標準契約書の改定作業時に、参照すべき条項に誤りがあったため、修正します。</p>

※物品売買契約書（単価契約）、物品売買契約書新旧対照表及び物品売買契約標準約款についても同様の修正を行っています。

業務請負契約書※ 新旧対照表

新（令和2年3月23日差替版）	旧（当初公開版）	修正内容
<p>(前略)</p> <p>(仕様書等)</p> <p>第3条 業務の履行及び成果物に関する仕様は、本契約及び仕様書に定めるほか、次の各号に準拠したものとする。</p> <p>(1) 業務の特性に応じて一般的に要求される日本<u>産業</u>規格（JIS）等の公に定められた規格</p> <p>(2) 法令又は条例に定められた基準</p> <p>(3) 前各号のほか、甲乙が協議の上定めた基準・仕様</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(契約解除に伴う違約金等)</p> <p>第21条 甲は、第18条、又は第27条第<u>4</u>項により契約を解除したときは、解除部分に相当する代価の100分の10の額を最低違約金として、乙に請求することができる。ただし、甲に生じた損害の額が上記違約金の額を超えるときは、甲は乙に対して、上記違約金に加えて、その超過額に相当する損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(仕様書等)</p> <p>第3条 業務の履行及び成果物に関する仕様は、本契約及び仕様書に定めるほか、次の各号に準拠したものとする。</p> <p>(1) 業務の特性に応じて一般的に要求される日本<u>工業</u>規格（JIS）等の公に定められた規格</p> <p>(2) 法令又は条例に定められた基準</p> <p>(3) 前各号のほか、甲乙が協議の上定めた基準・仕様</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(契約解除に伴う違約金等)</p> <p>第21条 甲は、第18条、又は第27条第<u>2</u>項により契約を解除したときは、解除部分に相当する代価の100分の10の額を最低違約金として、乙に請求することができる。ただし、甲に生じた損害の額が上記違約金の額を超えるときは、甲は乙に対して、上記違約金に加えて、その超過額に相当する損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>法改正により、2019年7月より従来の「日本工業規格（JIS）」が「日本産業規格（JIS）」に改められたところ、標準契約書改定作業時に反映が漏れていたため、修正します。</p> <p>標準契約書の改定作業時に、参照すべき条項に誤りがあったため、修正します。</p>

※業務請負契約書（単価契約）、業務請負契約書新旧対照表及び業務請負契約標準約款についても同様の修正を行っています。

工事請負契約書※ 新旧対照表

新（令和2年3月23日差替版）	旧（当初公開版）	修正内容
<p>(前略)</p> <p>(仕様書等)</p> <p>第2条 工事の履行及び工事目的物に関する仕様は、本契約及び仕様書に定めるほか、次の各号に準拠したものとする。</p> <p>(1) 工事の特性に応じて一般的に要求される日本<u>産業</u>規格（JIS）等の公に定められた規格</p> <p>(2) 法令又は条例に定められた基準</p> <p>(3) 前各号のほか、甲乙が協議の上定めた基準・仕様</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(契約解除に伴う違約金等)</p> <p>第22条 甲は、第19条、又は第28条第<u>3</u>項により契約を解除したときは、解除部分に相当する代価の100分の10の額を最低違約金として、乙に請求することができる。ただし、甲に生じた損害の額が上記違約金の額を超えるときは、甲は乙に対して、上記違約金に加えて、その超過額に相当する損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第28条 甲は、工事の引渡しを受けた日から仕様書に定める期間内（仕様書に定めのない場合は<u>引渡し</u>を受けた日から1年以内）に、本契約の工事（工事目的物を含む。）が本契約の予定する業務の内容、基準に適合しない点（以下、「契約不適合」という。）を発見したときは、乙に対して、相当の期間を定めて、代替物の納入、代金の減額若しくは契約不適合の修補（以下「修補等」という）、不足数量の追完を請求し、又は修補等に代えて、若しくは修補等と併せて、契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(仕様書等)</p> <p>第2条 工事の履行及び工事目的物に関する仕様は、本契約及び仕様書に定めるほか、次の各号に準拠したものとする。</p> <p>(1) 工事の特性に応じて一般的に要求される日本<u>工業</u>規格（JIS）等の公に定められた規格</p> <p>(2) 法令又は条例に定められた基準</p> <p>(3) 前各号のほか、甲乙が協議の上定めた基準・仕様</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(契約解除に伴う違約金等)</p> <p>第22条 甲は、第19条、又は第28条第<u>2</u>項により契約を解除したときは、解除部分に相当する代価の100分の10の額を最低違約金として、乙に請求することができる。ただし、甲に生じた損害の額が上記違約金の額を超えるときは、甲は乙に対して、上記違約金に加えて、その超過額に相当する損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第28条 甲は、工事の引渡しを受けた日から仕様書に定める期間内（仕様書に定めのない場合は<u>引き渡し</u>を受けた日から1年以内）に、本契約の工事（工事目的物を含む。）が本契約の予定する業務の内容、基準に適合しない点（以下、「契約不適合」という。）を発見したときは、乙に対して、相当の期間を定めて、代替物の納入、代金の減額若しくは契約不適合の修補（以下「修補等」という）、不足数量の追完を請求し、又は修補等に代えて、若しくは修補等と併せて、契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>法改正により、2019年7月より従来の「日本工業規格（JIS）」が「日本産業規格（JIS）」に改められたところですが、標準契約書改定作業時に反映が漏れていたため、修正します。</p> <p>標準契約書の改定作業時に、参照すべき条項に誤りがあったため、修正します。</p> <p>標準契約書の改定作業時に、語句の表記が統一されていなかったため、修正します。</p>

※工事請負契約書新旧対照表及び工事請負契約標準約款についても同様の修正を行っています。